

茨城縣の災害救済土木事業の執行と

其の前後の情況(六)

瀧川 勸 則

十一、農村餘剩勞力

前節に於て述べた通りの事情に依り、救済事業實施額は一、二七〇、〇〇〇圓と決定されたのであるが、要救済勞力費中から控除された各種事業の勞力費は事業の性質上、其の一部は急速に事業に着手し得ないのであるから、要救済者の一部は或は短期間に救済し得ざるの感なきを得ない。従つて要救済者を事業に就勞せしむるには先年來執行された失業救済事業以來の方法を用ひ、極めて巧妙に被害の程度と困窮の度合とを考慮し、就勞順序を決定し且各人家族の賃金所得額を按配して公平を期して行かねばなら

ぬのである、一方災害により、農村に餘剩勞力を生じたりや否や、生じたりとせば平年に比し果して幾何の餘剩勞力ありや、又此の餘剩勞力の内果して救済事業に就勞するは幾何なりやの調査も緊要の事項と言はねばならぬ。而して此の餘剩勞力は各月に如何なる數字に分布せられてゐるかを調出するを要するのである。もし然らざれば救済事業と他の事業とを如何に按配執行するか、各月の執行分量を如何に決定するか、救済事業の執行を何時閉づるかの重大問題を決定し得ないのである。

帝國未曾有の非常時局に際し、新東亞建設の聖戰に多數の將兵を大陸に送り、特に農村子弟の應召するもの多きを

數ふるのとき、農村に果して餘剩勞力ありや否やは最も重大な問題である。詳察するに、廣大なる農耕地は大被害を蒙り特に土砂の流失、堆積又は湛水等により當分手を降し得ざるものあり、従つて平年に比し當分農村に餘剩勞力を生ずることは明かなるところである。然らば幾何の餘剩を生じたるか、此の問題を決定するに當つて全縣下を隈なく調査するは到底日時と手數との許さぬ所であるから、町村を單位とし被害の大、中、小の三様により大被害町村二、中被害町村二、小被害町村二、合計六箇町村を縣下各地に分布選定し實地調査を行ひ、之を基本として農村餘剩勞力を監察したのである。右に依り選定せられたる町村は

- 被害大 北相馬郡六郷村 稻敷郡十餘島村
- 被害中 眞壁郡大賣村 筑波郡谷井田村
- 被害小 稻敷郡舟島村 結城郡豐田村

である。

而して餘剩勞力を算出する基本は、先主要農作物の反當所要勞力を左の通り決定し、被害前の耕作反別と災害後

の耕作反別とを實地に付比較し算出することとした。

勞力需給調

主要農作物反當所要勞力調

月別/作物	主要農作物反當所要勞力調		
	水 稻	大 豆	大 麥
一	、七五	—	一、一七
二	—	—	一、三三
三	一、七五	—	一、一七
四	三、三三	、五〇	、五〇
五	三、四二	一、三三	二、五八
六	五、八三	一、八三	二、三三
七	三、四二	二、四二	一、八三
八	一、六七	二、六七	—
九	一、六七	三、一七	、八三
一〇	四、〇〇	、五〇	二、七五
一一	三、二五	—	二、五八
一二	二、〇〇	—	、六七
計	三、〇九	一、二四	一、七四

而して調査期間は災害發生の次月、即ち昭和十三年七月より向ふ一箇年間を調査したのであるがその結果、各町村

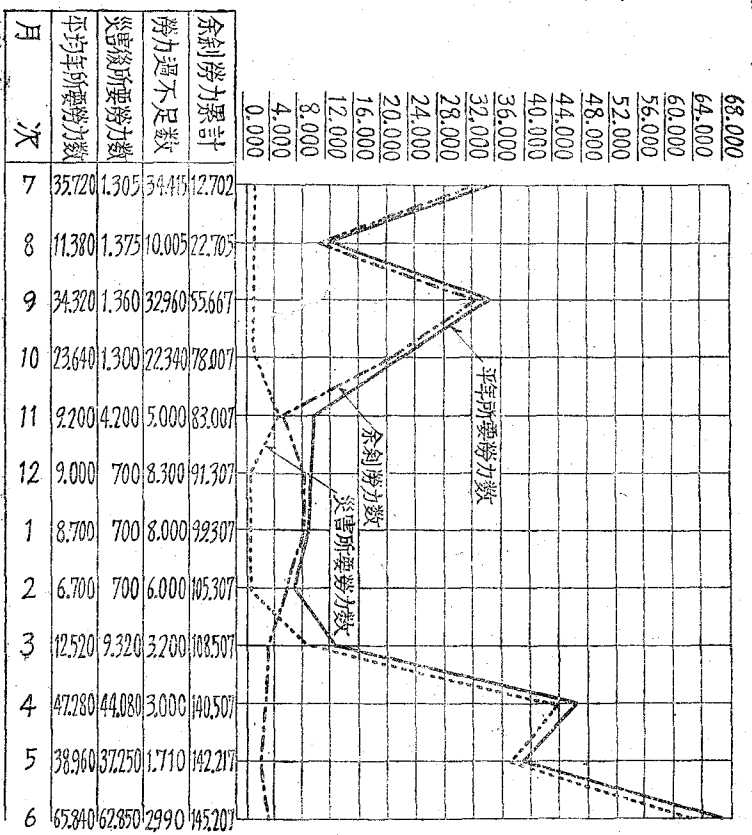
とも災害直後七月より餘剩勞力を生じ、例年の如く秋の收穫期に收穫すべき水陸等が大被害を受けたる結果收穫すべきものなく、従つて最も大なる餘剩となり水田耕地の復舊に從ひ漸次餘剩勞力底下し、秋の收穫準備季即ち水陸稻の播種植付の始まるに從ひ餘剩勞力著しく尠くなることを知り得たのである。今試に調査町村中被害大、中、小の三村の調査表を參考の爲次に掲げることとする。本表に依れば被害大なる町村には災害直後の一箇年間には尠くとも十五六萬の餘剩延勞力が存在し、被害中位の町村には五、六萬、被害小位の町村に於ても尠くとも三、四萬の餘剩延勞力の存在することを明にし得たのである。此の調査町村の餘剩勞力の平均を被害町村數に乗して見ると大體延千八百萬人となり、之を曩に述べた要救濟人口を以つて除した數は約八十となる。従つて要救濟者全部が就勞するものと假定すれば一人大體八十日間働けることとなるのである、災害當時の農村勞賃の一人一日の平均は一圓十錢であるから一人八十八圓の收入を得ることとなるのである。然るに要救濟者

中土木事業に實際就勞し得るは大體一戸當二人を限度とするから、一戸當の收入平均は百七、八十圓位と見らるゝのである。當初の計畫に於ては一戸當百九十九圓程度の收入を得しむるを目的として居つたのであるから、他に多少の收入も見られるし勞賃の高騰もあつたので、百七、八十圓を越ゆる収入の家族もあつた。先づ此の程度で満足すべきであらう、救濟事業で成金に爲つたとか借金の整理をやつてしまつたとかいふことは結構なことではあるかもしれないが、此度の救濟事業は決してそういふことを望んだのではなく、要救濟者に災害なかりしと同一の收入を得しむるを主目としたのである。従つて本救濟事業に於ては美談の生れることは當初から期待して居なかつたのである。

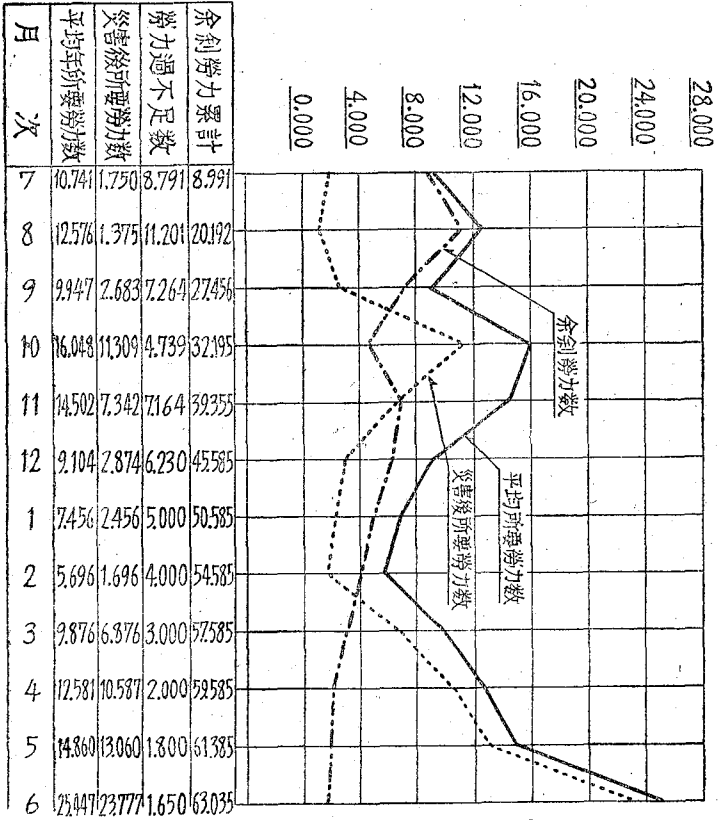
餘剩勞力全體と救濟事業との關係は前述の通りであるが次には餘剩勞力の各月各季の分布状態により各月各季の事業執行分量を決定せねばならぬのである。

勞力關係圖 (被害大)

茨城縣稻敷郡十倉島村



茨城縣筑波郡谷井田村 勞力關係圖 (被害中)



勞力關係圖 (被害小)

茨城縣稻敷郡舟島村

